

「令和7年度ふくおかの花情報発信」業務委託公募仕様書

本仕様書は、「令和7年度ふくおかの花情報発信」実施の業務委託先を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について、示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

なお、業務委託先選定後の委託契約締結に際して、別途、業務仕様書を示すこととする。

第1 委託業務名

「令和7年度ふくおかの花情報発信」業務（以下、「業務」という。）

第2 業務の目的

県内花き産地及び花屋、花のある暮らし、花のサブスクリプション（以下、「サブスク」という。）に関する情報を発信し、日常的な花の利用を推進することで、県産花きの家庭消費定着につなげることを目的とする。

また、ターゲット層は、現在花きの購入額が少ない20～40代とする。

なお、事業実施主体は花あふれるふくおか推進協議会（以下、「協議会」とする。）であり、協議会が発注する委託業務を受けるものを以下、「受託者」とする。

第3 委託期間

契約締結日から令和8年3月20日まで

第4 委託料

3,716,000円以内（消費税等を含む）

第5 業務概要

- 1 SNSを活用した情報発信
- 2 協議会公式ホームページによる情報発信
- 3 目標設定および効果分析

第6 業務内容

- 1 SNSを活用した情報発信
※SNSは、Instagram及びFacebookをさす

- ・ Instagram : https://instagram.com/fukuoka_flower?igshid=19mj01wkjrpgf
- ・ Facebook : <https://www.facebook.com/fukuoka.pref.hanaafureru>

<投稿内容>

- ・ 花のサブスクの概要及びその魅力について
- ・ 県内でサブスクに取り組む花屋について
- ・ 福岡県の季節の花について
- ・ 花の選び方や飾り方、手入れの方法について
- ・ 花のある暮らしの魅力について
- ・ 福岡県内の花き産地について
- ・ 福岡県内の観光スポットと関連のある花の情報について

<取材>

- ・ 取材は、月 2～3 日実施すること
- ・ 取材先では、投稿記事に用いることを想定した写真や動画の撮影を行うこと
- ・ 取材先については、協議会と打ち合わせの上決定すること
- ・ 取材先との日程調整、撮影交渉等については、受託者が責任をもって行うこと
- ・ 撮影場所の選定、準備その他の手続きは、受託者が行うこと
- ・ 撮影に必要な花や物品の選定、購入、管理等の手続きは、受託者が行うこと

<投稿>

- ・ 取材成果をもとに各 SNS の性質に合った記事作成を行い、投稿すること
- ・ 福岡県庁 1 階ロビーで飾花が行われた際は、協議会から提供される情報及び写真をもとに記事作成を行い、投稿すること
- ・ 令和 7 年 6 月から情報発信を開始すること
- ・ 週 3 回以上かつ月 1 2 回以上の投稿を行うこと。
※契約締結月については要相談
- ・ Instagram では、月 5 回程度リール動画を投稿すること
- ・ 上記投稿内容の内訳は、以下のとおりとする

内容	花屋紹介（サブスク含む）	産地紹介	花の情報（観光関連含む）
頻度	4 回／月	3 回／月	5 回／月

<投稿内容>

- ・写真を投稿する場合は、必ず文章も作成すること
- ・投稿に関係する単語で#（ハッシュタグ）を10個前後付与し、キーワード検索から当該記事にたどり着けるよう工夫すること
- ・特定の地域に偏らず、なるべく県内全域に注目が当たるよう考慮すること
- ・投稿されるすべての内容については、協議会と十分な打ち合わせを行い、その意図を正しく反映したものとなるよう留意すること
- ・閲覧数やフォロワー数の増加に向けて、魅力的な投稿となるよう努めること

<サブスク推進の提案> **【独自提案事業の実施】**

- ・サブスクを推進するような企画の提案
- 例) Instagram を利用し、指定のハッシュタグを付けた投稿の中から、抽選で県産花きを使用した花束を計5回発送。初回時には花瓶も同封。

<その他>

- ・アカウントの乗っ取り、炎上等、事故が起きた際は適切な対処を行うこと

<参考>フォロワー数 4/8時点

SNS	Instagram	Facebook
フォロワー数	4,762	88

2 協議会公式ホームページによる情報発信

- ・公式HP：<https://fukuoka-flower.com>
- ・協議会公式ホームページを改修すること
改修内容：HP デザイン、品目紹介（お花図鑑）写真等
- ・第6の1記載の取材により、ホームページ用の記事を作成、投稿すること
- ・月1回以上更新すること（取材レポート、イベントPR等）

3 目標設定および効果分析

- ・受託者は、フォロワー数等の運営目標を示すとともに、実施スケジュール等を記載した業務計画書を作成し、協議会と協議の上決定すること
- ・受託者は、月末にその月の投稿回数、フォロワー数の推移、各投稿のリーチ数をまとめた報告書を作成し、協議会へ報告すること。
- ・受託者は、業務報告の際に、運営目標に即した効果分析を行い、その進捗状況・今後の対応について、速やかに協議会へ報告すること

第7 業務の調整

- ・受託者は、業務遂行にあたり、協議会と月1回程度の定期的な打ち合わせを行うこと
- ・このほか、協議会から進捗状況の報告を求められた場合には、すみやかに対応すること

第8 業務報告

- ・業務終了後、業務実績について報告書を作成し、令和8年3月20日までに完了報告を行うこと
- ・会計報告については、業務終了時の事業完了報告書に詳細を記載すること
- ・受託者は、事業完了報告書において、次の事項を必ず記載または添付すること

<委託業務の実施による成果>

- ① 本業務で撮影、編集した動画や画像などのコンテンツデータ
- ② 動画撮影内容、企画内容をとりまとめたもの
- ③ フォロワー数や分析指標の変化等について、委託前と比較した検証を行うこと
- ④ 実施した企画内容の詳細とその成果
- ⑤ その他本委託事業に実施した内容をまとめること

第9 納品について

- ・すべての業務終了後、発信したテキスト及び画像等の電子データを、大容量ファイル送信サービスにより、協議会が指定する日時までに納品すること。
- ・データは、「JPEG」形式や「PDF」形式などにより作成すること。

第10 その他

1 留意事項

- ・契約締結後に、協議の上で業務内容の変更を行う場合があること
- ・委託期間はもとより、委託期間終了後も、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取り扱いについて遵守すること
- ・業務運営にあたって利用する人物などの著作権や肖像権等の権利関係は、受託者において処理すること
- ・第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証し、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うこと

2 権利の帰属

- 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第21条から第28条に規定する全ての権利を含む）その他の権利は、協議会へ帰属するものとし、制作された著作物については、著作者人格権を行使しないことを許諾すること。
- 本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、写真及び動画）は、協議会もしくは協議会が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等において無償で二次利用が可能とすること。